共古日録　二十八

東京
三越日本橋
旅服駿
行店河
所内町

山中笑

特別
15
1413
30

門 イ5
號 1413
卷 30

早稲田大學圖書館 昭和25.10.24

本所の女夫石

共古日録 二十八

夫婦石とて江戸時代本所に高名なる名物の石
磯部場石工の家にありしが此事は記させるは武江披抄及
兎園小説又は江戸神佛願懸重寶記一枚刷につゞて
は斯著田翁が編せし江戸神仏五願一覧初編等に
おて知れり此等の外に石見の写本見えさるにて
しか題目に記されたり 總て新後此石磯の所有人石工
山田辰蔵の所中村五郎兵衛の不幸のため此世を離
れ石原町十七番へ移り明治卅二年二月以後長岡町
四十番地の魚長氏へ移れり 其後十七年大正四年二月

元禄この石像ヘアの石像

いこれに答へ的の四の同通り妙京の二十日十五日
石工造りなる知る郎二石に力せるもの元禄石京の石工
の芳るもの縁さて別の所の石京の石工
て郎七月四浮世繪芳貞號に女史石の行衛と題して
化をけり
元禄この石像彫刻巧なるものの多くあるしそ思
る前記の女史石は元禄元年三月十日と男の背に
彫りあり深川十石坊の千四天寺の像今は行弘福
寺にあり光寺の像明治のとうがらし地蔵と称する石像、
成光寺の久米の平内の像三圓稲荷の地の神職夫婦の
石像等皆代表的なるものなり

漢碑の圓勢

漢碑に圓勢あるものあり

北海相景君碑　文字のまん中に元あり
秀孟和碑　同
鄭固碑　題額と文の間に元あり
孔宙碑　題字の二行の間あり
魯峻碑　題と文の間にあり
君宙碑　文の中にあり
光和三公之碑　仝
趙君碑　題と文の間にあり
校官碑　但し魏に至ると元無し

漢安三年碑
永興二年碑
延熹元年碑
同　七年碑
熹平二年碑
同　六年碑

真顔の繪馬の贊

足代弘訓が見かりし江戸の藏書家

[illegible]の繪馬を[illegible]
[illegible]の[illegible]の繪馬[illegible]
[illegible]の足代弘訓江戸(寿)當時江戸にて藏書家
[illegible]
聖堂、淺草藏前守村治部[illegible]十万卷、
[illegible]、塙、杉本弁庫、古賀洞庵、
小山田、狩谷棭斎、
以上は[illegible]の[illegible]
の十万卷の藏書家[illegible]

猫の羽織

猫の羽織
[illegible]猫に似たきんぱの色いろか[illegible]
[illegible]

狂歌本江戸色

狂歌本江戸色
[illegible]の狂歌本江戸二色と[illegible]
[illegible]

[illegible]先[illegible]の羽織

[illegible]先[illegible]の羽織
世の中の道[illegible]順[illegible]
[illegible]の藏七十九と[illegible]
[illegible]十九の[illegible]

柳本円照寺の並於範を燃す習慣

子情なき子姫と孫をし失し今日ふかき　共古
ねむらんとせしがあはれと姫や孫が先立ちし
磯城郡柳本村円照寺(古き名の寺)にて年々十二月のはじめ
檀家より並於範をともし墓前にて親類のもの
照らし一日並於範をともし積み上げたれば新仏
の提灯その他菓具物の燈籠などと共に身の[illegible]
と燃しならぬものにて精霊の供養の家
(このらと云ふ並於範を有燈あれば並於範を
一つにまとめて燈くして円照寺のなかへ納めける
一年[illegible]燃し[illegible]燈[illegible]と
しかその[illegible]
(東大寺[illegible])

不要書、改物論の記事に就ては三好氏が記しあれども

絵貝の意への字を書く

三好氏清水叔方中で不要書改物論と題せし写本
を見て四十一巻を所持せしありて甚だ大きな道人なれど
年號は文化文政の頃の心要書の書きこまれて
迷はせんとて記せしものを見る書中今は
ぬをて[illegible]の如くなるはあはれなる
ぬるく[illegible]
文錦と云ふ[illegible]を迷が[illegible]
意にの字を書きて[illegible]
理も[illegible]
絵貝の意にの字を書くと
此ひ[illegible]と見ゆ

村雲八寸

地震の呪に万歳楽を唱ふる解説

星の飛ぶを嫌ふ者の血の憑信あしたり

然しも天地の間ま何をも知るゆゑ皆下より雲の
まで立る也されば村雲八寸と称るものは皆すら
下へ降るなり
村雲八寸とふるを今は云はぬこともなきに八寸やむとの意と見ゆ
地震には万歳楽くと云ふは大工が棟上の時唱をして不動
きつくりは必ず動かぬさまに海にて地震の時もその唱へす
るなり
万歳らくの唱へ棟上の祝詞より起るとの説一説として
永く万歳楽と唱へ鎮るの意なると
思ひ居れり
或智ある人云ふ年々星も落ち多く星の纏せかいたりと又瀬
又は蝶々の群れ血出て一月されば也盛ると即死なすと云ふ

流行病は十日

毎年のことに流行病はかくて写し初めて見たる者が死なば
かくての事にて
流行に速なるありしと見ゆるがコレラ病流行のとき二頭の鳥
の血を飲むれば見れば病気を助かると云ふは嘘
なれり一同見れば死ぬなどの血は見しをとなかりたれば
を有りしと見ぬ見たらば共に日頃もかけざりしなる所と
疫病は流行すか流行は流行病等の類を皆日数
十日と極まり有るが故の遠ひまでもひくの行ひまで
ら故にせ多し中に流行病を嫌せを唱て祀るかもれど
所も有るの頭の有る魚はあるぬと云ふ
流行病は十日と定めしと信せられしと見ゆるあたまの
なる魚を流行病の故に禁せしといふなるかぬ事

赤班の迷信

上方い言葉どめ

赤班

首縊りの魂は地下三尺に入り

さこの牛馬

かきまわりの土用又

立産の児

去に包の牢乃に戸ぬ戊まい少なかりしが此今ハ何れにも
足袋ら始[illegible]なくもう取り手伝抔する様りおせしたも
思ひ
如く乳ありて緒を[illegible]何ゟ病に[illegible]かたとを[illegible]て頼む如けしが
来らず土の間又を上げて頼み叶ひ米の間ゟ
海へ文もならずし世義に頼みし故助ますかりて頼み
所へば其縄を解く[illegible]
痘瘡流行の齢は[illegible]も本来大事なれど
かさもりの[illegible]のひらを見め
懐胎の女立産する時は……安産の[illegible]節分の札
の守り等とまでい二手結の腹帯をあの守のとらせ
立

両手がつく
足をつける

疱瘡

然ば成る節分大数々節分会の分量は屋根に
合せたる二手の腹帯碍文字のなきか家をも
通りたると思ひ何れも当時[illegible]珠数まであしなり
其中に[illegible]のハ昔時の如くありしを今も節分の[illegible]
り二つ乃まで両手が付くことを下々まで色々あれが
足をはかる
足ははなかぬことなり
疱瘡の節ハ耳だくと云ふとあ[illegible]の如になりしが
疱瘡神とてさんだはらに赤き幣を立て橋のたもと
捨る也
本免の大[illegible]をあしが今は[illegible]の文なり文[illegible]

弘法の石ふみ

生れかはり

紅玉と成り

テラスの岡
カランダ驛の
名所草紙
[illegible]

天王祭コ胡瓜
と食ふなり

まことに平りなる人も気平抔いひて異風を好む
抔志気てさこの文庭にも見るが好新ある所を
之世八新いふ天想にまことに所々に言ひ物などあるに
のふ見世あり又女の姿は見るが婆ここ一ぶ之巻
にて阿蘭陀ねんぶつといふ袖なき羽織抔いひて着る也
それがその袖なしせけんにはやりもなさらず唐人
なり又昔長羽織をきりいまさうすり羽織とて短かく
して長いきせずに着るは気をもみさうでまゝ
なひあやでをなひと気せまかねばものにたまり
當時かる風俗一時あしかカラと呼かんだし女の袖なし羽織は
流行りてはのテル抔ときかぬことそれテルといふ言葉
は今はこゝがテルといふ詞はめしなるかんか

胡乱をあらず借ず

年々替いはると知りの胡乱を出す人の名は書て
みな御いふ偶なの童にこるとのあちらみて川へ流す
をあらのぜとして保する足いふの童子の名をあな足を流せが
河童が門ぬ抔とみなけあり

弘口善

蓮信今は吟す出いあり精工よきさうり也撥記て称しをすま
弘口をよせんが寄縁へをきつが来る又生口をよせんは當人
居称物ると云ふ

ちかけの

巫女の口寄はかゝるをいふと見ゆ
神々の名の之をゝ見とて蛇はおみ見え又は弁財天名是は昆沙門
狐にも縁ありとて出すなりけるある
八幡の鳩荒神の鶏春日の鹿熊野のからす大黒の鼠摩
利支天の猪帝釈天は庚申の猿三宝の犬にてかぞふるの

鍍箔物（具身るが箔の多くあるとて

初午すれば火災あると

猫は銅山の年は物売る

鼠の出る事あると

初午早き年は火多しなどの俗説あり

今は初午三日ある年は火災多しと迷信するものあり　年は火に縁ありといふ方位よりきたるにや

又猫はからに年は妙にからりやだかなんどといふ　左なくば化るといふ

これは今はかく信じ猫は飼するもののあり年限来ると知れが行方も何もかくまのを信じ知らず

鼠が逃てきたりしと船は鼠が出るなどといふ

鼠の出る前兆の三ヶ月前から知れると

これらは亦常に云ふ迷信なり

之これといふ船のをふあらねど蓄物の保存も変化が行

今もあるを知らず　康文二段下げ

七月卅日

納札家君友が古納札に日との話し

七月卅日納札家君友来られ予ら蔵する古納帖を熱心に見られ話すは記号の文化には都城西の都字武字を読れ都とは上略を複刻しは都々許しあり何か予の物よの一覧分けしと予の蔵する都か古武が絵画の家せし物を不明なれど武の字らしく思はるるは古くより模刻あれば武とは都と誤り刻せしものなると思はれ後世は誤り

「つる竹」といふ札は人形所に居せし蒔絵師にて角連の連元せし人にてありし王子に納めし額は堂にかかりありと

「茶金」といふは張札は多せし君多々かりし間とされし人といふ

「加組節三段」懸籠所清めり晴風氏の家の印なり聖堂

火消の纏の頭にまで聖堂（かけつけ）結ひしを世時代

まといのぼりんに持あるは聖堂と東叡山とに謂を

付てありし之世家角車といへる者なりしとす云二百目

の晴風氏の印なり

「下谷同心」といふは下谷の組合松信松の印なる証せし

本屋までありし

「向嵐」といふは向嵐稲荷の下株屋まであり

「新堂」といふ人は世連の元祖なり

「琴二」大嵐君なるが元祖二と云きかし人まで古き名まで

君なるを元祖稲荷ゆかとで

並納此道の佐は君友なりとなく

舟と横付し候ふ河岸

弘安種

松蘿館

昔の一女形のあら

此の君古来の稽古毎年この江

稽古場の伝らかうさせの伝

昔は一通り稽古君のなる稽らとりく

はばは葉山蓮花寺に弘安七年十月十七日の建あると

知られの好の家松蘿館は山田と云し人との人物

弘安七年...の文藝家業者えとのを好む君

此の事しをあそび来見ぬ覚ゆ

延寶九年の好み静風俗鏡にまへ〔元〕ひし所君の部

兵衛と云ふ女方とて名の高き

三絹物とかなりて女方とこそ云ふ今は何との

付られる銅せて書せよらへとれて髪を地てかつら

厄年

とりわけこの厄年なるものは[illegible]とあり 調べてみれば
らいつ頃より始まりしか定かならず
陰陽頭貞丈の厄年の説（に就て）には 十九は重苦也 廿五と
云ふより廿五は後二重苦と云ふなりて死後のことをして
男三十三は三三と重なる也 散々と云ふなりして 男四十二は四二
と読めば死（と云ふなりとして忌むといふ）
性霊集に新撰弘仁天皇御厄年 是これば
まことにいかにしても[illegible]
永遠は三十三歳を大厄とすれば 三十四歳の前年なる也之
本朝俚諺に霊枢云 中將大厄常加七歳 十六歳 二十五歳
三十四歳 四十三歳 五十二歳 六十一歳 是人之大厄不可不慎

鬼門

世継物語に男二の尾は四二と云ふ事あり 案之に
我等厄年の説をば貞丈初めて云ひし也 所なく
鬼門と云ふ事 黄帝の宅経に出たりと云ふ事あり 又と
云ふも古漢土の丑寅の方より往来し悪人云云 この
と思ひ

つくも神

付喪神 陰陽雑記に曰 器物百年を経て化して精霊を得て
よく人の心を誑かす これを付喪神と号す
這不動縁起にも付喪神と発見あり 私考ふ
百年に一年たらぬつくもかみとよみたるなども因このことあり

坊主と衆僧

詮の間にて人は一と坊主といふども寺に見ゆれば一坊の主
なれば外の僧の同寺に居るものが本来は云ふべき 坊主といへば
坊主といふ

火刹

淺草寺五重塔
九輪之銘文

一、此塔ハ寛永ノ同如ト云フ
玉心火刹ノ高サ廿四丈四尺
其間ニ火刹ノ七十九ヶ所ニ多宝院日記ニ天正九年十二月
廿八日ノ条ニ高サ一丈四尺ニ米廿二石ヲ以テ
投ニ入ル七百八十石ニ今ノ七百四十八石ニ准ス千八百
七十二俵ト云フ

淺草寺五層塔九輪銘

卍 奉造五五重塔一基
征夷大将軍従一位源家光公
聖王天中天 迦陵頻伽声
慶安元戊子暦

寛然衆生為
我等今敬礼
御奉行

十二月十三日

越智性稲葉丹後守正直
藤原性秋間吾衛尉清計
木原木工頭藤原義久
鉛木修理亮藤原長恒

卍奉造五五重塔一基

世尽不知
毀病離苦義日如寿古

（小柱）

（一尺二寸）

（四寸）

右九輪ノ銘ハ初ノ露盤ノ角ノ毎ニ有ル
震損ノ後ニ月神ノ為ニ成就ヲ祈ル
安政三丙辰年廿
去安政二卯年十二月二日因地
震損ノ後ニ墨摸写

淺草寺五重塔銘雪堂翁筆四巻写本ニ収アル

記く

京三条橋擬宝珠銘

京三条橋擬宝珠銘

右橋擬宝珠銘

婦女佐野槌の善行

離縁三行半に弘前地方に於ける結納の書式と題其後の日書しを起原説

豊橋辺遊蓁の時の行事

京三条橋擬宝珠銘

右橋擬宝珠銘

天正十八年庚寅正月日　豊臣朝臣秀吉

源四右衛門尉　長盛造之

婦女佐野槌の善行

安政の大震の時吉原佐野槌の婦女の首飾を書きて行平鍋千石を買ひ給へる銀二枚と共に井元二無為著世賢、

平已に行はれてあり　此婦の名文久元年秋の細見に出して

同二年春のにあり　しかしこれは二枚のものと三枚のものとの誤なり

離縁三行半に弘前地方に於ける結納の書式と題其後の日書しを起原説

弘前地方に於ける結納の書式と題其後の日書しを起原説

三通を要すと其中に娘に

記すべき例なり　離縁状三行半

さて通すの意なりと云ふ　弘前の人なる木村松三氏の伝へ

豊橋辺遊蓁の時の行事

三河豊橋辺遊蓁の時の行事

その中に使の者とゐ　此の二人遊蓁に行くことをすべき

に行くことをすべき　使に行くことをすべき

に達するくらいなる　先方まで氣まあるなる

が第不為止　使なるかすべ　使なるかすべ

はん気にかけず嫌ふこともなしと杖つくといふことを常に風流
葉な執行ハ寺の堂内より好ませぬことをすと文年忌まで
なぞの食事まで龍龍頭（がんもどき）入参年月逢ひ（さとがへ）などきんじられ
の平焼をいふ由揚を三角にきりて龍龍頭の如りまつけるをさすと
三峰の成年婦女の人松浦等に多く

三加引馬野十二景

参河国引馬里高機眺望十二景

佐久間春晴　引馬野青松　星越夕照
御厨川納涼　童部清浪　大島鳴鳥
豊川帰帆　荒野薄霞（アレノガスミ）　社頭松風
衣笠山夜雨　霜山暮月　伊良虞崎積雪

右高井頭夫ハ千七百慶の一歌よりひき引馬社と改名あり妻の
祝にうちとの歌あり
二十一
故なり仕合より引馬里と云地伝説ののことを思ひ合はしぶ三方ふさ

元禄板新吉原つ祢く草ヲのする風俗ニ就て

元禄二己巳年三月大坂呉服町深江屋太郎兵衛板
なる新吉原つ祢く草二冊を絵入本に記して吉原年中
行事その他を載す
かくまてあり と見ゆ
前略「又江戸町の入ぬい角ゐりはや意外なる上手也
一座にけんどん鍋七八百つゝ売りし大きいよ遊女
ささしめせもこそ大こんろうさびまでかの丸ハ無用
とあいらへりゐ揚りくてもねんごろきこのと
ひろさびん遊郭の大丈夫ならびなき文字せつなき
こと」
○古丸かきめんと東善七が手下発をも揃へてまゐり
りなハ何とやうせりしき○古丸（口中）ハ諸山の寺社から光

猿牛と田楽の王殿頭

かきゆん丸年卯まあらためる日若七にしダ中の元亀
のかしらなり若ひめより若宮なれど其めの事名高になり
りぬ
三十三家吉原先孫く草をかくし東く東君七の年下十二月
十三日まてまての間ちれ家めき吉原の地にて思ひしを描
きめ以前浅猪霊爆の何處しまで無等の名残りと
思ふ
梅牛前乃のまゝは霊設られしそのまゝ見える元の趣りて
三年とせ吾世三面地蔵を釋母寄六と田楽が梅牛と
梅へしより行以前のあるとて示されし
田楽へ王殿頭厳銀以て牛を梅て例に置平日祭道

を唱て燃・・・・當時三尾逆なし老中にて参拝過あり
し故専ら世間に行れて祝文唱る訳は知らぬ人元牛
を梅へ梅ゝ多し此祝文を奉するに大威徳明王の如ら
に成し又十三年来此の如く秘すれたる年の元とより
激して七ッ月にあたりなるもの以繪に書て寺日磐
給ふときは三日目するよしにて七ッ月の元とふ
専ら行ふ事なりとかく顕信の人のする事は行
れあきもの也や
梅るに梅牛の祝ひ文化初年の叶はず卯の祝ひのまかされて
まなりしが此年の祝ひの趣いに廣西より其のことなる牛の
頭を大黒天の形しなる神文あるもの御ーより祝ひの趣
をなせしことなる梅牛の土焼物をもぐに頭を大黒天の

像のつくりかたは、ふるくは、火葉の冷の事と、多く
牛ゝ蓮花班と、五輪塔形の班あるのを、撰び用いられ
たるなり。ちなみに班と同じ如く、丸き形の班ある事、あしきなれ
ども、多くは、ちなみに班と、同じ如くなれども、ひらの起ともしたる
なり。ひらの起とは、ひらの起ともしたる
ものが、起りと、思はるゝなり。
班と、起と、ひらの起と、いろ〳〵
あるべし。

[illegible]

[illegible]

長徳寺と唱ふるの説、記す

長徳寺は、遠い昔の、府中の片山にあり。
[illegible]
[illegible]
一説に、長徳寺と、[illegible]

[illegible]
[illegible]
か、長徳寺と、[illegible]
[illegible]
[illegible]

紋日物日逆日

ぎめこと言葉

壬子鎮祭のこと

[illegible]

見め

[illegible]

現今[illegible]日といふは火祭日ともいふべくと思ふ

同書に

訛来（キゾ）といふ事は言葉の[illegible]

ぎめこの言葉[illegible]

火災四年七月八日十三日壬子鎮祭あとのこと[illegible]

見えずれが平后[illegible]電車[illegible]

[illegible]

[illegible]

松の木の高くのびて大いに青々たるあり。これ[illegible]人の[illegible]なるものなりしが今に至るまでなほ[illegible]
[illegible]
[illegible]

奉造立庚申供類二世安穏
延宝八庚申天十月吉祥日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋色の墓

天主教道具の支那

屠蘇の本字

庚申三月廿日同之 [illegible]

承元の時 [illegible] 庚申 [illegible] 三月廿日 [illegible]

千七十八年前のことなり

秋色の墓は二本樓三間造院にあるなり 桐葉の [illegible]

[illegible] 同じ [illegible]

鮮血遺書 冊

聖フランスコザベリヨ 三冊 大本 明治第五年ヒ ステフノ澤 [illegible] 雅訳

[illegible] 書

[illegible] 書

[illegible] 書

鎌木桂庵

鎌木桂庵は大和高の士なり高氏と爲り雪舟に
ならひ桂庵長伯と云て宋朝の古画玉澗の模しなりと云て
伝統して寄堂伝の二千年を紹めたり此の絵に二百年
を隔らず世に高中の者なり惜らくは桂庵武夫仲尚の
婿なりしと云て桂庵と仲尚の婿なりと伝ちせ
永四年かりの仲尚の模写を画かしりと仲尚の婿なり
走りて家に忘れ新たに行と伝ひ新たに
死せりと聞いて驚き悲しと雲の如中の
妻なれとも行と伝ひ新たに
世話して強ち武家婦人のみ業にあらず
法華の貴前にあらく
志三年四月弾正尹二十五年多書三位お坂の
嫌疑寸意標と題せり
筑紫にシヤムつ由りの持マツテ意標と名めるとあり
弾正尹の書中に山中
せるに見前

山中笑三女子
洋行せしとの
誤記せる書籍

鎌倉堂彩歌の
碑

しに紫古寄せる所なり初るとあり
数法東都に所を設るが
翠の高く所
此碑坂の方鎌倉堂
如ちなり左側に立ち
鎌倉堂彩歌
碑背に
とよせり
墓い河川ぶち
せこ寺にあり
文化十三丙子年十月
芝将堂
小崎
中野
鈴木
拾遺

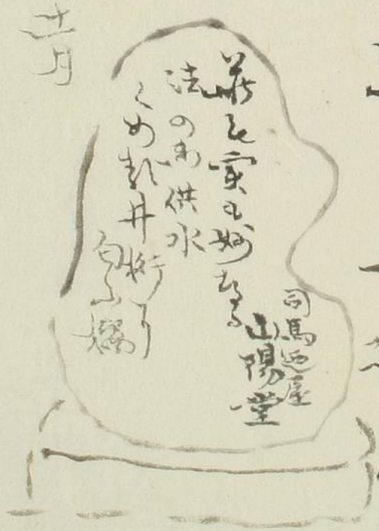

江戸鹿子所載の
名寺

貞享四年江戸かのこ所載
千年の
斗の昆
金王
名寺
堂の神木也

武蔵野八景

荒波乃以
鞍掛以
改菩提
腰掛以
寺家以

二本榎
千年の以
もちの木
印榎
連理の藤
姿桜以
下柳以

玉川於の森山より也之のうつり、あり
千駄谷勝寺あり
成寺あり也
妻黒不動堂の左の方
天王の山のうつり
向観

蜀所大きなる木
赤坂蜀也
品川の松山
東叡山松うつり

扶いうつり
楊枝以
聲掛榎
象鼻
弥勝
京以
高田の紅葉
海晏寺もみち

廣尾より
目黒
五百羅漢のうつり
五百羅漢堂
四谷
谷中
瑞光寺
正光寺

以上

武蔵野八景

文政四年に板もの、のせうつ

玉川觀魚　逗崎鷺地　吾菴畳翠　六所挿秧
宅部寒鷹　将塚暮雪　金橋橋花　立野月出

鎌倉の五山と寺

鎌倉の五山とは建長寺壽福浄妙浄智圓覺、
奈良七寺とは
奈良七寺東西大寺大安寺元興興福藥師法隆、
京五山とは
京にては天龍相國建仁寺萬壽東福この五の山
等の三首
[illegible]

妄誕も實らしくとるものの多くある中墓ばかりなど除らぬのみ
きものの多くあるのと見向せず

本所に業平の塚あり
同吾妻森に
櫻姫の塚あり
永代に高尾の首塚を祀りしあり
隅田の梅屋敷
成島
[illegible]
牡丹花嚴の墓
[illegible]長右衛門の墓

妄誕が實らしくとるもの

大久保の紅四の墓
房州富山伏姫の元
[illegible]

房州那古山和泉式部小式部の墓
下總国々の子古那 [illegible]
[illegible]

欠本刷屋

植物を題材とするもの種類

蓮姫園の名所
小林文七
欠本刷屋
[illegible]
[illegible]
[illegible]

北京五代記に地獄網とふるの由彦の魚数とさらに雪載上の雪と用ふ物なり

蓴の数のその多くあるべし其女の恨の為変形ごとくあり
雪変形あるものあり
北京五代記に地獄あみとふるものあり又雪ふりつけ
来るてアアの魚なり滅ぶせりとの記事あるべし今の下網
網のごとくなるか
学鶴加賀婦人記の翁の中に二月朔雪載上の雪と
用ふ大完あり朔日に陸の強き雪と近辺の者ならば
ありてせりとは雪さしてせりとは強くてせりとは
申ふなり初年の九月八日あるいは強
七夕せり二月の時雪のかたいあるべし行かせざれども九月の
行かせり大完明らかなりとうべき幼年の為迎へ行てとく

大金の新房
五月淡

越後の生れて以来の恋て思ひ
大金新房第一元月朔日
ひなる中も一たる其世話人
ら物の者下見せと
対せ恋せるの雪国なり
き面白の世地なりしと女房
せ人なりいて猫目の
せ者しなりせ〻ゆる
蛇之の上なる堂の
なり成の縁長より用
用と心なるを
ふなりとの一家の雪を弓山
越後の生れて以来の恋て思ひ
大金新房第一元月朔日
ひなる中も一たる其世話人
ら物の者下見せと
対せ恋せるの雪国なり
き面白の世地なりしと女房
せ人なりいて猫目の
せ者しなりせ〻ゆる
蛇之の上なる堂の
なり成の縁長より用
用と心なるを

牛込谷町二の出世稲荷の銘

深々翁幼女一周忌の俳句

[illegible]

[illegible]

[illegible]

橋姫狸話くさぐさ
和歌の趣を説かず

[illegible]の初めなる[illegible]の例を以て説かせ[illegible]
情あしらはず橋姫を狸話[illegible]
見れば[illegible]ず梓[illegible]とぐくもせに[illegible]
が思ひ
れ寄梓[illegible]
君は三[illegible]の三日月[illegible]
初て寄るのたとえ[illegible]
諸國諸大名はやうばで殺す。[illegible]

京魚毒珠見て食する害

京の三条の糸屋の娘・姉が二十・妹が廿。彼等二人は目もとで殺す。[illegible]
轉句を説明するに適せり

京魚毒珠見て食する害

京の某に毒物を供せし

大正元年八月中旬より京の魚店より三年魚あり見物せり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

便々館の道歌
婦の羽織を折る

便々館翁の羽織

思ふまじとは思ふまじとは思ふまじとは思ふまじとは福助

便々館翁「三段なるめさえこましやさらば思ふまじまじとなるぬ世の中」と

道歌体の羽織と呼ぶ人なり墓は井伊家より浅草光照寺に

あり

文政の頃西洋の発見されし花鳥の数冊の流行

大坂の画工西洋の花鳥の数冊を刊行す四十三年

一冊を以て一枚とし発売し四十五年十月より廿二冊まで売り

出あるも此書来る毎に絶と驚し翌年の冬の

出元年十月より同三年二月十日迄廿四冊出版して

廃せり但十二月迄に刊行の味のよろしき東京に絶と驚きるる意

其後は絵図に花鳥と四季の数冊風物図説一冊と共に三年

十月より出し四年の八月の発行にて九月に西洋の

大冊出版して廃刊せしと云ふ

文政の頃西洋の数冊

文政十九年十月十五日より発行

あり此年画工

ら例童女者に帯メ

結び用る紙あり

結び用る紙あり

なべもの

錦画の流行

天保の頃錦画の流行

天保の頃錦画の流行

天保の頃錦画の流行

錦画の流行

天保の頃錦画の流行

錦画の流行

天保の頃錦画の流行

[illegible]

下げ[illegible]と言ひ大[illegible]
[illegible]

の[illegible]

[illegible]

[illegible]

千貫畑と号す馬王の
殿と祀る社壇
京にも甲斐にもあり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

想さんが位次完らざるがゆへ又青龍、必あるべし
訓とする傳の青龍の色のごとくして五行の義とは
木形なり其剋所以を以て剋す是に依て木克土
の意味を以て此青龍札を以て竈土を返ひ遣わす時
は土公神の怨を鎮む木を火を母とす木生
火を木を火を生ず火は土を母とす火生土
土必生ず是則合合克を忘るゝを云神祝なり
猶青龍札繪形乃解先に誌す
一鳥井は神祭之門戸也瑞籬羅者神扉ゆしして

人り籬と云ハ住宅城郭のごとく三箇宝珠は三宝
荒神之神體ゆゑ左右の珠玉者神代巻
に云所瑞寶十種之生存之二箇
なり是則家毎に連女婦の和魂のごとく畫る
火之元を大切にして守護するい籬なり俵は
人之表とする書なり畫武俵に五穀必納る
の用具なり人を又穀物の霊をなうせい壽
必保ゆるなり不能又は土の数にして土能
く萬穀必生ず是五穀豊饒にして五福

意頂に意味を含め鍬鎌は又農家乃
重宝なり子孫乃へつゝ続いて祝し秋
毎垂穂乃八束穂を刈取り用具にて俵
物の出し入れ此の重宝なる
重器形を造り物を入れ蔵
器を只此所にて造り有り難
る命堅固に礼儀を尊び興し云り
文家内に治る天下国家を理治る
倹の一字によれり財宝徳りに貴き時家を

保ち難し発奮の二の常に縁り能せ
よと事を行ふ是れ堪忍婦人
なり大切なる其緒の乱を謀せ
ふと命古語に曰小事不忍者乱大謀
云り人情短気発して不止時に家を
滅亡に至る此故に身
心共持ち徒乃如く温厚和
の事起らい齋部之齋柳に平
若意に貪奥癡の三毒萌時に焼鎌の敏鎌
此切掃ふ為知仁勇乃三徳

ハ一と此理ハ儉なる身を思ふの徳より出て能
保ちいとなむ三寶荒神地を有て一心猶
是我身を有り又其下に雪姫の家雪は
豊年に貢ぎ姫の音訓は豊国笑一を
深祝ふて則非非也是迄婦和合の本
源なり有りなる文ハ夫草也長高して諸
草に秀る常に弱いて性強内虚して
天の徳に有り又上等下等有て上下の節
文を表ハ是寄天乃心草まして天下れ

古草形り是故に威鮮草より勝れて菜栄
剛能方才に壓是ハ以虚より威ふの準ふ又制
節謹度高而不危ハ云り節儉まして慈
保い寿ら婦人貞操の徳まして梅百花
の魁いて其時寒に耐て芳し故に是ハ
雪に麦て寒と麦て寒くなひ
準ふ是又ハ龜の徳ハ重るり
司ハ梅は能ハ比すハ内ハ
備ハ利是故に婦節乃内に有て夫事
分る是を五倫五常に

[illegible]

[illegible]

影動て千尺の竜蛇の動がごとくなる威也是故に松は
此八支[illegible]土用の内四季土用七十二候まて一歳の
用也成す是松[illegible]月[illegible]
[illegible]三十日毎[illegible]荒[illegible]
[illegible]理有[illegible]砂[illegible]歳[illegible]
[illegible]

知松柏之後彫也君子の守砂乃第
一[illegible]堅徳に用ちゝ故に
松[illegible]子の徳に比す男
[illegible]厳[illegible]
外子[illegible]に準して[illegible]
[illegible]有[illegible]の外面
[illegible]杜若[illegible]其葉緑[illegible]
紫[illegible]の中殊に勝[illegible]
葉[illegible]
木[illegible]
[illegible]陽四象[illegible]
[illegible]尊[illegible]
[illegible]準[illegible]紫葉[illegible]
[illegible]錦[illegible]

[illegible]して其色赤し是[illegible]の稱[illegible]
支性[illegible]いしり中は[illegible]青陽の色[illegible]
是一徳[illegible]三水[illegible]象[illegible]紅葉は秋の金[illegible]氣[illegible]
制克せらんて都て[illegible]乃ち水の色[illegible]歌す是
二儀[illegible]三水[illegible]象て自然ら水之既濟[illegible]
然者男女同性相求相生相克雖
陽有陽中に陰有て相互に用ひ成す能混
通して又[illegible]記せず是四用
[illegible]て百[illegible]陽之稱象
[illegible]中[illegible]
形[illegible]猶詳[illegible]象[illegible]
[illegible]

[illegible]し難し然ら[illegible]青神札[illegible]稱神[illegible]祭[illegible]
時[illegible]其家必ひ支婦和合[illegible]子孫永久[illegible]
五福意須[illegible]德兼備[illegible]難[illegible]一切の
諸願成就せ[illegible]形[illegible]故に右青神
札并に繪馬札大黑[illegible]像札是三像札[illegible]
[illegible]が家道相傳[illegible]祝[illegible]地家[illegible]其
傳必不許[illegible]家一[illegible]
[illegible]習合神道[illegible]
[illegible]支天竺神道
[illegible]紀羅尼[illegible]中華[illegible]
[illegible]神道は易[illegible]

朝ハ東國ヨリ宗源齊元靈宗其の外神
祭道の勇士深ク其極秘ヲ集裏し習合
せて一流乃神道ヲ通ぜ名付て是によつて往古
より京都神家ヲ敬し美國ヲ不請作業
御儀御威光世ヲ関東一流之神家ヲ
御極光被為　五畿内の事故既元文二巳年
御府内配札之儀
御免に相成尤未今ヲ以て累代合祀れ裏に
竈神ヲ祭られ信仰興き男精災吉祥

開運興福之為特ヲ今為弼ヲ乞爾
淺草三社大權現神勢兼帯
習合神道神事舞大夫樂司
支配頭
田村八大夫

右啓三社別當より青蘆ヲ以て如何

役所

屋代弘賢の卯槌考

卯槌

源弘賢著

不忍文庫

寵財部

卯槌

卯槌は正月上卯卯杖と同日に絵ものよりもてなすと卯杖は[illegible]書[illegible]の西南の角の柱に懸らるるなり[illegible]又[illegible]の家ゝゝもれを[illegible]漢の代より佩し剛卯と[illegible]

[illegible]

和漢[illegible]以遂精[illegible]と[illegible]て[illegible]も剛印と[illegible]剛印[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ひぐ山まげるぐうつ
れ　ぞるやあ
うちなうつ
山とむ
弘賢田法師の方
しるし
漢の剛卯
古玉図譜に
又
それつひとろくるぞ
たうつちそもあ
むかし
又
正月
ぬ
机の法
ぞ
のさうとれ
かとうはや

たるこそいとをかしけれ。人のこどもなどけやあらんほどやうやうのうれいさてかしこうをゐりれてかくれいりさぐはがりたるふしぶしのたちさられたるきはへとまるなのこどにたふきてもう火をきるれど三人本よりまたちてきるあきてそをとさつまるかりけるやうしぐるどもあるあれわらびどもれもの多れうるふようらわるるどたるるも三四人たちつど

半靴

庭

さてうちれまのようんこさうておらさをおきへにをめをそるどふるおらうきれど我すがれるくそんけらかいるこうあるきれくらうの海さたるおのこのもをさてさまたちさふまとせねどまうて本のそをとひきゆるがそふあやうがうてさるやうにかいつうそれめくしもねうしはたらぬ四きまたはまのそくあるいたのあのそくありす

卯槌圖 今素をいろいろまわるり槌に桃材とそそぎ[illegible]
さ一寸に[illegible]つくる[illegible]色彩度の説[illegible]
を用ゐるなり但いろ色を用ゐる
にく十角の十方角無角[illegible]

正誤

湖月抄云卯つち卯杖因しをもつて又曰卯杖
卯槌なるべし因なるべし御手洗あるもかいもする
なるべし

弘賢曰卯槌八角卯の半ばにして地末を四角に刻
ものなるべしとさけたるなり卯杖に種々の木を用ひて
ものあり二寸に伐ると或二寸或四寸を一束にしてあまた
進るわられ千束なり墨なり墨なるべしやうに
と聊手洗かもれとしてつあやまり卯槌ちいさき杖本
に[illegible]とさけるべしうつくしきそのうれいとの[illegible]のそあそ
ひりてくさい色しるり卯杖ひを紙をとつ
[illegible]なれいりておきなるべしひりて成[illegible]

石野氏[illegible]に京人の説[illegible]と白束へ
サシタル桃ノ枝ヲ方一寸長三寸ニ削リ三月朔

卯ト出シ萠黄ノ紐結ニ貫テ掛ル

正月初卯日ニ

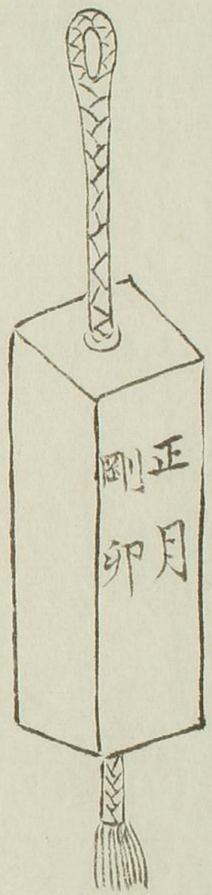

弘賢曰これハ以ての外後漢書にハ卯ハ出すを宮殿の出ニ掛の出ニ掛ルとハ

右卯槌 原本ハ屋代弘賢自筆本ヨリ三好清三郎所蔵ヲ借リ写シ置ク 文政四年丁卯九月二十日 秋雨不止ノ時写ス 二甲 共古

北国辺ニテハ用ヒザルもの

土燒製 玩具

これハ北国辺ニテ用ヒるもの

さら製

越後新潟製

大サ 北国

ものかきたるものにてこれハ下国のものにてこれハ羽前新潟辺ニ用ヒるもの

ナダキリと云フ 弘前辺ニテハ ヒシヅコと云フ 新潟辺ニテハ イヅミ 又 さら製 と云ハ用ヒ

ナダキリと云フ 又 秋田ハ辺ニテ用ヒ 栃 と云ハ用ヒ

ひとり寝のハ 盛野辺ニテ用ヒ

玩具羽前の ハ羽黒ハ辺

鎌倉能の能者の能の牡丹餅

寛政九月十三日の鎌倉能の能の考えの通工人の會
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]屋敷[illegible]の国[illegible]宝永元年の[illegible]か宝暦十三年
国三屋の樓下の看板に納[illegible]のあれば国年代のものなる
[illegible]弱の国か梅花の下に馬[illegible]
[illegible]あり[illegible]
[illegible]弱色今はすでにあれど[illegible]
[illegible]弱の納[illegible]
[illegible]と言はれしが[illegible]
[illegible]して京三電車[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

内弱[illegible]の
[illegible]と[illegible]

[illegible]

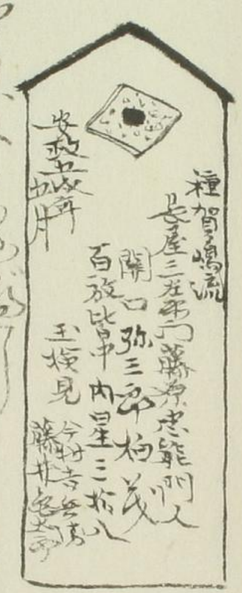

[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

理右衛門ニ信用ヲ失ヒ終ニ家ヲ廃シ其後ハ行方知レズ

素人黒人

豊橋五月の祭典の日書物

素人黒人の称の称号ハ孫兵衛ト云フ者ノ子孫ニ当リ家ハ代々ヤ[illegible]ト称シ[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]ノ[illegible]ニ

けいどう

武蔵府中辺にて昔の風俗を今の世に聞きて府中の婦女
過ぐるに八百年ばかりの昔の風俗を聞くもあり
こんなりて世人いろいろ昔ものがたりをせしに八百年の昔
大通の羽織の丈いかばかりなれば夢にもいつかぬ長物のこと
とのかたりとせし昔の先祖八王子の同家の和尚とかたりしとぞ
三百年の昔の風俗なりしとぞ世人
既に遠近ありとかく和尚三百年の昔の人とぞ思ふ
妹の玉ゐる昔の妹なる婦人の通称なる長物入とぞ
川柳ひ七編 俗風柳 (明和九年)
けいどうとあるは いろはのこと
いいどうのいひわけ日ひ 聞ひあるる

社のけいどう いい風場のの和姫姉 手とふとあ
そなるがケイドウの文字なる 某京洋ちゃん 不が察学
又刑当ちゃ 揺示をふる揺示せ
当のめ元揺当ちゃ思 思 定かちゃ三毋
ひい法書ちゃその文字 ひ
陸奥國風土記 小書 初鳥狩 常素宿秋殺生の禁令
ル時に感動トエ
馬場文称の書ちし
理科造筆に危動 ケイドウ
又如書い怪動、消動、 ユスリ
社如一定の文字ちゃ
痛ちゃの法いあ

千住の茶釜

抑茶釜話（吉宗公の頃所後のこと）

茶釜の出ハナレニアヤシキ茶店ヨリ茶屋ノ主銀ノ茶釜ヲ砂磨ニシテ往来ノ旅人休足ノ砂ニ成時御成ノ時此茶店ヘ御腰カケサセ上ト茶釜ヲ御覧ニ何ヲ以テ磨ケトノ事有レバ松ノ炭ノ粉モ沈香ノ言葉ナドヲ知リシ上ヨリ茶釜爺ノ名高リ成タリ

志賀新蓮用の陽形持

或茶釜ヲ以テ沈ヲ磨ニ志賀新蓮用の陽形の如ク成ルの海渡セ上ヲ陽形の木持ありと云ふ故の話

或説持伽宝珠

尾張熱田の或説持伽宝珠ハ玉ヒ十八年以前東海

寛永の二松樹

の海ヲ渡ル時ハ此持ヲ持テ海ヲ渡ル故ニ

[illegible]

下野百姓の願ひ言葉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大宮迄の路社前面にある石と七の輪の図

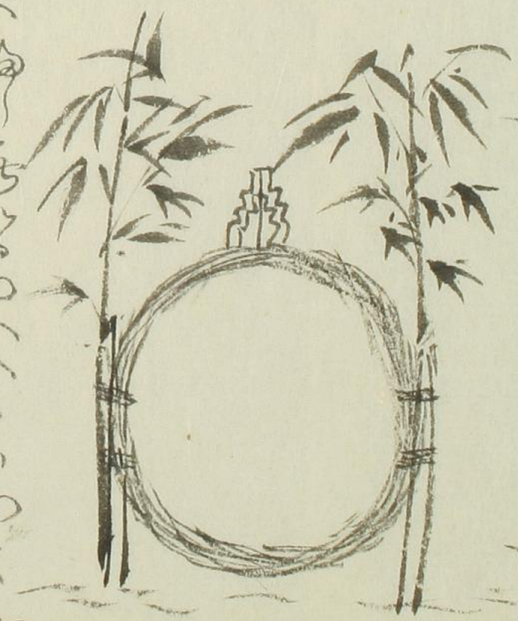

福石子面
大明神篇
の石

大宮成面
造弘門前
の石

豊橋五橋上の家（回廊）

踏るもの

三河豊橋五の也まさに一対の棟上とおのす家あるから村内
各戸縄二把と鍬二丁又白米水引と鍬を踏るすれ縄を
壁の小窓結の縄を使用まさにすると言う各戸ごとに踏ちる
とせりと言う

貝塚せ高上寺内

詔言上業の知見塚仏世牛の卵ちる
前元二年　慶應元年　明治十八年

西故拙記墓

寺道英　西故拙記世墓
仏ありと思いちる道とせ　世年思ちるとちる
但物寺我拙城前寺　鶴の面さ砂　宗源寺と称
大磯のとこが石ある寺仏　寺仏れと言我の墓石を解ちる

南東三解天

かぼが茅場
早まと元の
墓家寺ある

関東の三解方天と称ちる
天鍬塚　弁天の三天と十
言今世年鶴墓地ちる
ちくらかやぶの茅場まと山王の
ちる　三橋と
あしいかれ土年三月寺火災
茅場如来の洞窟ちる
ちれい今い本尊ちる
ちと弱ちる　今茅
いいあす像の市文異ちる
縁起ちるのちて
所ちと仏像ちる

関東の三解方天と称ちる　弁天の略称天　地蔵の弁
天鍬塚　弁天の三天と十
言今世年鶴墓地ちる　天の墓ある墓
ちくらかやぶの茅場まと山王の
ちる　三橋と　前の
あしいかれ土年三月寺火災　焼失せりその火災中に
茅場如来の洞窟ちる　萬徳院と
ちれい今い本尊ちる　地蔵
ちと弱ちる　今茅場所茅場　寺仏
いいあす像の市文異ちる　縁起ちる
縁起ちるのちて　元弘の茅場所茅場ちる
所ちと仏像ちる　（大正四年四月十天思忌）

伊豆三島魚半方ニ三嶋ノ殿ノ名を称す

土の間子を納るところ

伊豆三島所料理魚半方ニ三嶋の殿の名を称し菱の紋の名産と称し所望

[illegible] 野小平四郎 [illegible] 土屋間

紳ノ土間子を納むるところ笠原新右衛門の土間子

[illegible] 土間子

[illegible] 土間子

[illegible]

月岡雪鼎

鈴木春信

長谷川光信

勝川春章

北尾重政

霞俊満

岸文調

歌川豊春

橋脇

鳥居清満

名ハ昌信ト号ス下総仁秋信濃人 火消人 天明二年没
七十二 俗称次兵衛 長春軒 明和七年没 四十六
梅翁軒 梅翁軒 松羽軒 宝暦ヨリ文政ニ没年
不詳 通称重屋 旭朗井又旭朗秋 勝川春水ノ門人 寛政
年没 三十七 俗称北畠佐助 一陽井花蓋 紅翠秋 文政三年没 六十
霞田易兵衛 画左堂 南蛇伽葉翁 文政三年没 六十四
俗称市右衛門 一筆秋 寛政八年没 七十
鴛屋庵 鴛鴦秋 文化十年没 八十
名正敏 玉樹軒 絶筆ハ寛政ヨリ天明ニ没年不詳
俗称半二 清信ノ子 名兵衛三世 天明年没 五十二

竹原春朝斎

磯田湖龍斎

勝川春童

鳥居清経

鄭月

下河辺拾水

勝川春湖

鳥居清長

喜多川歌麿

細田栄之

姓松平 名は信敬 安永天明ヨリ寛政ニ没 没年不詳
庄兵衛 一正勝 春屋 安永天明ヨリ没年不詳
林氏 菊徳秋 安永天明ヨリ没年不詳
清満門人 安永 俗称源二 名徳基 英揚秋 寛政九年没 五十五
京ノ人 明和 没年不詳
本姓舎 文霞秋 東籠園 画左堂 天明寛政ヨリ
文政ニ没 多所家四世 文化十一年没 五十九
信美 豊章 紫屋 文化二年没 五十三
俗称郷 時富鳥辺秋 寛政中故アリテ筆ヲ絶ツ 文政十
二年没 享年不詳

竹原春泉画

歌川豊春
北尾政演
歌川豊国
石田玉山
菊鶴北斎
北尾辰宣
勝川春亭
菊川英山
柳々居辰斗

春好画号春水 寛政より文化の頃を描く
春章門一説斗 文政十一年歿 五十八
盤隅偶筆 歌麿門山東京伝 文化十三年歿 五十八
(秘)金持絵書一説斗 文政八年歿 五十七
名は尚友 字子徳 寛政以
中山鐵蔵 宝暦
雪坑斗 文政三年歿 五十二
山口長十郎 松鶴斗 文政以 歿年不詳
髪信 重九斗
満納半二 北斗門人 寛政以 歿年不詳

歌川国貞
村田嘉言
嘉多川菊磨
清斗北馬
池田英泉
歌川芳藤
大蘇芳年
富岡永洗
橋本周延
鏑木清方

(二世豊国)角田屋五郎 斎藤長元 元治元年歿
七十九
傳原不詳 京の人か 文政年間の頃を描く
八川二三郎 別号月磨 墨堂 大原市女 歿年
不詳
有坂五郎八 隆々斗 明治八年生 歿年不詳
四条派 嶺斗 蘭川英山門人 歴仏堂 竜庵 南候
名は元年 歿年 五十九
西村貞太郎 一勝斗 国芳門人 名は以 歿年不詳
一魁斗 国芳門人 後月岡雪斗の養子 明治廿年歿
享年 五十四
天才太郎 藻斗 信州人 鈴斗 永耀門人 明治廿八年歿 四十二
楊州と号す 豊原国周の門人 天保九年越後に生 歿
不詳
大蘇芳年の高足 小野年方門人 現在(大正二年)

橋守国

吉田半兵衛

古山師重

菱川師房

鳥居清信

川又常正

懸月堂安度

奥村利信

西川祐信

羽川珠重

後素軒と号す　大坂の人　鶴沢探山の門人　延享中七十余歳にて歿す

京の人　四条通の絵師なり　天和貞享の比歿年不詳

大和絵を以て菱川師重に学ぶ　師重門人貞享録

初め吉左衛門　後て吉兵衛と改む　師重長男　紺屋と称

す　貞享元年　俗称庄兵衛　大坂住　俳諧を能清元男　名所記の祖　享保

十四年歿　七十二

其俗称なし　川又常行門人　享保二年歿年不詳の人

岡山藩士　江戸人　生所不詳　流儒なり　宝永年間の人

鶴月堂安度　東都流信門人　寛延二年板里本庵絵巻あり

初め数種の絵　祐蔵　得祐助　西川祐信男　宝暦十年歿　五十七

真中氏　俗称太郎兵衛　埼玉の人　鳥居清信門人　宝暦

四年歿　七十余

花房重信

宮川一笑

寺井尚房

高木貞武

富川房信

石川子興

梶原石工

玉川舟調

神谷蓬洲

奥屋北溪

其俗称なし　初め甲重長門人　宝暦比の人

其俗称なし　京の人　寛延比の人　寛保比の人

雪蕉軒　大坂の人　初め西川祐信の絵師なり　寛延天明比

其俗称なし　初め祐信　享保五年の出版多し

山本北山門　江戸人　ちり紙師重長門人　享保安永

年間

後栄松軒　長寿と称す　名山名燕門人　天明五年歿の人

俗称五郎兵衛　山形屋　名燕門人　戯作者　天明

寺の和尚　舟の人

其俗称なし　京の人　玉川泉門人

寺井尚房　江戸人　京の絵　春川五七と称す　天保三年比

歿　五十余

岩崎初出　江戸人　英園　北斎門人　初永三年歿

歌川國芳
建水春曉斎
歌川國安
堀川重信
歌川廣重
堀田建山
歌川國直
八島岳亭
菱川清春
歌川貞景

井草孫三郎　江戸人　一雲斎　初代豊國門人　文久元年歿
二十四
歌竹屋源兵衛　江戸人　文政六年歿　二十余
安政元年歿　一説に豊信と称す　天保七年歿　三十余
鈴木重兵衛　江戸人　号雷斗　北斎門人　天保三年歿　四十八
安政元年歿　一説に豊信と称す　天保七年歿　三十余
安政元年歿　一説に豊廣門人　安政元年歿
二十二
甘佐平右衛門　京の人　文化八年の絵本あり
吉川観義　信濃人　号一姻斎　初代豊國門人　安政三年
歿　二十二
丸屋善吉　号春信　北斎門人　文政五年歿の人
國助　京の人　号青陽斎　二世公長門人　後小野廣隆と改
天保頃の人
八島岳亭　五湖亭　豊川国貞門人　文政頃の人

葛飾紫女
歌川芳虎
歌川重宣
落合芳幾
三谷貞廣
歌川豊宣
豊原國周
河鍋暁斎
小林永濯
稲野年恒

鹿島と称す　北斎の三女　天保頃の人
辰巳亭　号一猛斎　國芳門人　弘化嘉永年間の人
初代廣重門人　後養子となり二世廣重と称す　故あり出
戸に廣重と
歌次郎　一恵斎　朝霞楼　豊川国芳門人
又三郎　火改人　豊川廣貞門人　明治四十三年歿　七十一
宵太郎　赤蝶楼　一陽斎　初代國貞の孫　明治十九年
歿　二十九
歌川八十八　号一蝶斎　歿　二十七
明治三十四年歿
名八洞楼下熟の人　初め狂斎　明治二十二年歿　四十九
豊原周信及初代國貞門人
秀次郎　江戸人　号鮮斎　狩野永悉門人　明治二十三年
歿　四十八
孝之　加賀の人　号六斎　月岡芳年門人　明治四十一年
歿　五十

水野年方
小林清親
尾形月耕
寺崎廣業
鈴木華村
右田年英
武内桂舟
筒井年峯
吸田耕雪
井川洗厓

葵派 江戸人 芳年門人 明治四十年歿 四十三
江戸人 方圓斎又真生 弘化四年生 現在(年齢) 八十四
田井正之助 江戸人 別号楊孝又鏡斗 安政六年生 現在
在 五十二
梅本雅邦門人 英術學校教授
中島享斎門人 現在
豊原国周 豊後の人 芳年門人 現在 四十八
鈴木 江戸人 芳年門人 現在 五十
勇蔵 長津伊四人 芳年門人 現在 四十六
萬助 加賀金沢人 月耕門人 現在 四十
常三郎 岐阜の人 富岡永洗門人 現在 三十五

柿原蕉園

以上

俗称 百合子 水野年方門人 現在年二十七

右蕉園師百家美人畫譜に火鉢の書かれたる美人の図あり故
大阪 也の弟 画工 別く多くこれを覚の殊に現在人に多く新聞雑誌
の挿画に描く者にのすあり大賞すべき迄なる人物 明治四年十月廿三

共古日錄 二十八

共目數百二十四目

乙亥十四日